

21 図書館と著作権

慶應義塾大学 総合政策学部 准教授 新保 史生

情報技術の利用に伴い、大学図書館における図書館サービスも多様化しているが、情報技術を利用した効率的な図書館サービスの提供にあたっては、法令に基づく提供が当然のことながら義務づけられる。しかしながら、図書館サービスや業務の効率化を目的とした各種技術開発が行われる一方で、実際の運用にあたっては必ずしも法令に基づく手続が遵守されていなかったり、取扱の手続や運用について法的な解釈が曖昧なままになっていることも多い。とりわけ、大学図書館における著作権問題については、複製及び公衆送信に係る新たな情報技術の利用に伴い、様々な問題が生じ検討が行われてきている。

1. 著作権制度

- ・ 知的財産・知的財産権とは
- ・ 著作権及び著作隣接権の保護
- ・ 著作物等の公正な利用

2. 遵守法令・ガイドライン

2.1. 法令

- 著作権法
 - 著作権法施行令
 - 著作権法施行規則

2.2. ガイドライン

- 国公立大学図書館協力委員会「大学図書館における文献複製に関する実務要項」（平成 15年 1月 30日）（「**実務要項**」）
- 国公立大学図書館協力委員会「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」（平成 17年 7月 15日）
- 社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」（平成 18年 1月 1日）
- 社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「複製物の写り込みに関するガイドライン」（平成 18年 1月 1日）
- 社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「『図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン』に関するQ&A」、「『複製物の写り込みに関するガイドライン』に関するQ&A」（平成 18年 1月 1日）
- 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会「大学図書館における著作権問題Q&A（第5版）」（平成 18年 3月 23日）（「**著作権問題Q&A**」）

3. 著作権問題Q & A

1. セルフコピー、私的複製
2. 公表された著作物の一部分
3. 発行後相当期間
4. I L L
5. 企業等からの複写依頼
6. F A X、D D S
7. オンライン情報、データベース
8. 映像資料、音楽資料、録音資料
9. 学位論文、卒業アルバム、灰色文献
10. 写本、古書、稀覯資料、手書き原稿
11. 寄託資料、リザーブブック
12. 資料保存のための複製
13. 広報、展示
14. その他の複写等の問題
15. 貸出、公貸権
16. 利用許諾、罰則

4. 図書館等における複製

4.1. 著作権法31条の定める図書館(著作権法施行令第1条の3)

- 国立国会図書館（柱書）
- 公共図書館（1号：図書館法2条1項の図書館）
- 大学や高専の図書館（2号：学校教育法1条の大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設）
- 特別法に基づく高等教育機関（防衛大学校や水産大学校）の図書館（3号：学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館）
- 公共施設（4号：一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの）
- 研究所等が設置する施設（5号：学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもので、資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの）
- 公益法人が設置する施設（6号：公益法人が設置する施設で文化庁長官が指定するもの）

4.2. 複製の主体、対象及び態様

- ・ 図書館その他の施設で政令で定めるもの
- ・ 営利を目的としない事業
- ・ 対象となる図書館資料の範囲
- ・ 利用者が持ち込むハンディスキャナによる読み取り

- ・携帯カメラによる撮影をめぐる問題

所蔵文献の携帯カメラによる撮影やハンディスキャナによる読み取りは、著作権法第 30 条の私的使用目的の複製として許容される範囲か否かが問題となる。したがって、図書館が管理権に基づいて当該複製を禁止するか否かは、著作権法に基づくものではなく、管理者の判断に委ねられている。

4.3. 利用者の求めによる複製

- ・利用者の調査研究の用に供するため
- ・図書館利用者に複製権を認めたものではない（「複写サービス事件」東京地判平成 7 年 4 月 28 日）
- ・公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供

4.4. 図書館資料保存のための複製

- ・各種記録媒体への保存
- ・技術の進歩と記録媒体の変遷への対応

4.5. 他の図書館等の求めによる複製

- ・他の図書館等とは、著作権法施行令第 1 条の 3 に定めるものに限られる

4.6. 大学図書館における文献複写・図書館間相互協力の現状

- 文部科学省「学術情報基盤実態調査（承認統計）（旧大学図書館実態調査）」（平成 20 年 3 月）〈http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index20/08032421.htm〉.

5. 複製について

5.1. 実務要項

- 文献複写に関する実務要項の適用範囲
 - ・セルフ式自動コピー機による文献複写の範囲
 - ・大学図書館の範囲
- 著作権法尊重態度の周知
 - ・周知（図書館利用者（教職員・学生等）への著作権尊重の重要性及び複写範囲の周知）
 - ・周知内容（容認する複写の範囲等）
- セルフ式自動コピー機による複製
 - ・コピー機の管理
 - ・複写申込
 - ・誓約書
 - ・点検
 - ・予防措置
 - ・その他：プライバシー保護

5.2. 現物貸借で借り受けた図書の借受館による複製物の提供

- 現物貸借で借り受けた図書の借受館による複製物の提供について
- 「図書」の範囲
 - ・雑誌や視聴覚資料などの広義の「図書館資料」までは含まれない
- 図書の借受
 - ・「入手困難な場合」とは
- 複製の受付・作成
 - ・貸出館および借受館が共に著作権法第31条の権利制限によって例外的に無許諾で複製を作製することが出来る図書館であること
 - ・「貸出館が明示的に禁止している場合」とは
 - ・著作権法第31条第1号による図書の複製に関わる手続きとは別に、借り受けた図書の複製に関する手続き
- 図書の購入努力義務

5.3. 複製物の写り込み

- 複製物に写り込まれる著作物の一部分以外の部分の取り扱い
- 複製物の作製
 - ・同一紙面（原則として1頁を単位とする）とは
- 全部又は大部分の複製の禁止
- 対象資料の範囲
 - ・除外：①楽譜、②地図、③写真集・画集（書の著作物を含む）、④雑誌の最新号
 - ・複製しようとする紙面に挿図、引用資料、説明資料として、それらが掲載されている場合

6. 公衆送信について

6.1. 図書館間相互利用(e-DDSを中心に)

- 依頼及び受付に係る手続き
- 複製及び送付に係る手続き
 - ・有体通信（郵便・宅配便等）を利用した送付
 - ・無体通信（FAX・インターネット等）を利用した送付
- 中間複製物の破棄
 - ・無体通信を利用した送信時に作成された画像イメージの破棄
- 資料の購入努力義務
 - ・同一資料の反復複製依頼時の購入努力（年間11回以上）
- 契約及び合意の内容
 - ・契約及び合意の当事者
 - 契約の締結（株式会社日本著作出版権管理システム<<http://www.jcls.co.jp>>）
 - 合意書の取り交わし（有限責任中間法人学術著作権協会<<http://www.jaacc.jp>>）
 - ・大学図書館の範囲　・対象となる資料

7. アーカイブと著作権

7.1. アーカイブの構築と法

7.2. ウェブ・アーカイビングをめぐる法的課題

- セルフアーカイビングによる場合
 - ① 著作者自身による公開
 - ② イープリント・アーカイブ
 - ③ 機関リポジトリ
- オープンアクセス雑誌
著作者の許諾のもとにオンライン上で公開されていることを前提とするオープンアクセス雑誌の場合

7.3. 検索エンジンの利用をめぐる問題

8. その他の関係法令及び課題

8.1. 個人情報の取扱い

- 個人情報保護に関する法令の適用関係
 - ・ 図書館毎に適用される法令が異なる
 - ・ 利用者情報・利用情報（記録）の取扱い（著作権法に基づく各種手続において利用者から取得する個人情報の取扱い）
 - ・ 個人情報関係資料の取扱い（図書館資料としての名簿の取扱い、目録）
 - 日本図書館協会目録委員会「個人情報保護と日本目録規則（NCR）との関係について」（2005年6月11日）
 - ・ 情報セキュリティ対策（組織、人、物、技術）

8.2. RFIDの利用

- 総務省「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」（平成16年6月8日）
 - ・ 図書館におけるRFIDの導入に伴うガイドライン策定の必要性

【参考文献】

- 名和小太郎、山本順一『図書館と著作権』日本図書館協会(2005)
- 日本図書館協会著作権委員会編『図書館サービスと著作権[改訂第2版]』日本図書館協会(2005)
- 青弓社編集部編『情報は誰のものか?』青弓社(2004)
- 山本順一『電子時代の著作権』勉誠出版(1999)

図書館と著作権

慶應義塾大学 総合政策学部
新保 史生

1. 著作権制度の目的

知的財産権

知的財産・知的財産権とは

■ ○「知的財産基本法」(平成14年12月4日法律第122号)

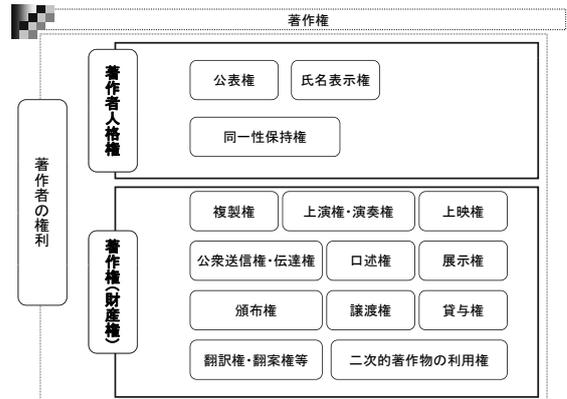
□ 知的財産保護の基本となる事項を定めた法律

- 「知的財産」とは、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」(知的財産基本法第2条1項)
- 「知的財産権」とは、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」(知的財産基本法第2条1項)

知的財産権とは

著作権法	著作権	表現を保護
特許法	特許権	技術的な発明を保護
実用新案法	実用新案権	技術的なアイデアを保護
意匠法	意匠権	工業デザインを保護
商標法	商標権	商品やサービスのマークを保護
不正競争防止法	営業秘密	営業秘密、ドメイン名、著名標識などの保護
半導体回路配置保護法	回路配置利用権	半導体回路配置の保護
種苗法	育成者権	種苗の品種の保護

©2009 SHIMPO Fumio



- 著作物とは
- 著作権法で保護の対象となる著作物であるためには、以下の事項をすべて満たすものである必要がある。
- (1)「思想又は感情」を表現したものであること
 - → 単なるデータが除かれる
 - (2)思想又は感情を「表現したもの」であること
 - → アイデア等が除かれる
 - (3)思想又は感情を「創作的」に表現したものであること
 - → 他人の作品の単なる模倣が除かれる
 - (4)「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものであること
 - → 工業製品等が除かれる

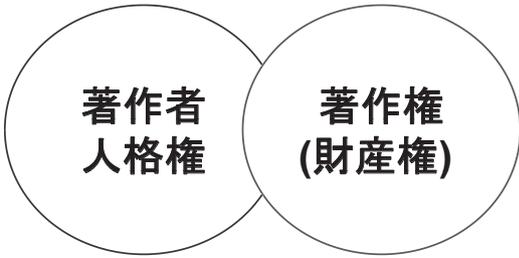
著作物の種類

言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など(口頭の場合と書面の場合)
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞(歌詞自体は言語の著作物)
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、まんが、書、舞台装置など(美術工芸品も含む)
建築の著作物	芸術的な建造物(設計図は図形の著作物)
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

その他の著作物

二次的著作物	著作物(原著物を翻訳、編曲、変形、翻案(映画化など)し作成したもの(小説の映画化は翻案)(写真を絵画に変換する場合は変形))
編集著作物	百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集など
データベースの著作物	編集著作物のうち、コンピュータで検索できるもの

- 著作物に該当しないもの
- 1. 憲法そのほかの法令(地方公共団体の条例、規則も含む。)
 - 2. 国や地方公共団体又は独立行政法人の告示、訓令、通達など
 - 3. 裁判所の判決、決定、命令など
 - 4. 1から3の翻訳物や編集物で国や地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

<p>■ アイディア</p> <p>■ 標語</p> <p>■ キャッチフレーズ</p> <p>■ 題名(本のタイトル)</p> <p>■ タイプフェイス</p> <p>■ ピカソの絵の写真複製</p> <p>■ 日本の人口</p> <p>■ 本日の日経平均株価</p> <p>■ スポーツのルール</p> <p>■ ゲームのルール</p> <p>© SHIMPO Fumio</p>	<p>■ 著作者 = 著作物を創作した人のこと</p> <p>■ 以下の要件をすべて満たした場合に限り、創作活動を行った個人ではなく、その人が属している会社等が著作者となる = 法人著作</p> <p>■ (1)その著作物を作る企画を立てるのが法人その他の使用者であること。</p> <p>■ (2)法人等の業務に従事する者の創作であること。 □ → 卸外者に委嘱して作成された場合など、会社との間に支配・従属関係のない場合は除かれる。</p> <p>■ (3)職務上作成されること □ → 具体的に作成することを命じられた場合に限られ、大学教授の講義案のように、その職務に関連して作成された場合は除かれる。</p> <p>■ (4)公表するときに法人等の名義で公表されること □ → 通常、コンピュータプログラムの場合には、公表せずに利用するものが多いため、この要件を満たす必要はない。</p> <p>■ (5)契約や就業規則で職員を著作者とする定めがないこと。</p>
<p>■ 著作権</p> 	

■ 著作者の人格権

(著作者の人格的利益を保護する権利)

- 公表権(18条)
 - 未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
- 氏名表示権(19条)
 - 著作物に著作者名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
- 同一性保持権(20条)
 - 著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利

■ 著作権(財産権)

(著作物の利用を許諾したり禁止する権利)

- 複製権(21条)
 - 著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製する権利
- 上演権・演奏権(22条)
 - 著作物を公に上演し、演奏する権利
- 上映権(22条の2)
 - 著作物を公に上映する権利
- 公衆送信権等(23条)
 - 著作物を公衆送信し、あるいは、公衆送信された著作物を公に伝達する権利
- 口述権(24条)
 - 著作物を口頭で公に伝える権利
- 展示権(25条)
 - 美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
- 頒布権(26条)
 - 映画の著作物を公に上映し、その複製物により頒布する権利
- 譲渡権(26条の2)
 - 映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利(一旦適法に譲渡された著作物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
- 貸与権(26条の3)
 - 映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
- 翻訳権・翻案権等(27条)
 - 著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案する権利
- 二次的著作物の利用に関する権利(28条)
 - 翻訳物、翻案物などの二次的著作物を利用する権利

著作隣接権

■ 著作隣接権

- 著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしている者(実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者)に与えられる権利
- 著作隣接権の発生
 - 実演、レコードの固定、放送又は有線放送を行った時点で発生する(無方式主義)
- 著作隣接権の保護期間
 - 実演、レコード発行、放送又は有線放送が行われたときから50年間

著作隣接権(実演等の利用を許諾したり禁止する権利)

■ レコード製作者の権利

- 著作隣接権
 - 複製権(96条)
 - レコードを複製する権利
 - 送信可能化権(96条の2)
 - レコードを端末からのアクセスに応じ自動的に公衆に送信し得る状態に置く権利
 - 譲渡権(97条の2)
 - レコードの複製物を公衆に譲渡する権利(一旦適法に譲渡されたレコードの複製物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
 - 貸与権(97条の3)
 - 商業用レコードを貸与する権利(最初の販売後1年間のみ)
- 放送二次使用料を受ける権利(97条)
 - 商業用レコードが放送・有線放送で使用された場合の使用料を放送事業者・有線放送事業者から受ける権利
- 貸レコードについて報酬を受ける権利(97条の3)
 - 貸レコード業者から報酬を受ける権利(貸与権消滅後49年間)

著作物が自由に使える場合

- 私的使用のための複製(第30条)
- 図書館等における複製(第31条)
- 引用(第32条)
- 教科用図書等への掲載(第33条)
- 学校教育番組の放送等(第34条)
- 教育機関における複製(第35条)
- 試験問題としての複製(第36条)
- 点字による複製等(第37条)
- 聴覚障害者のための自動公衆送信(第37条の2)
- 営利を目的としない上演等(第38条)
- 時事問題に関する論説の転載等(第39条)
- 政治上の演説等の利用(第40条)
- 時事的事件の報道のための利用(第41条)
- 裁判手続等における複製(第42条)
- 情報公開法等における開示のための利用(第42条の2)
- 放送事業者等による一時的固定(第44条)
- 美術の著作物等の原作品の所有者による展示(第45条)
- 公開の美術の著作物等の利用(第46条)
- 美術の著作物等の展示に伴う複製(第47条)
- プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等(第47条の2)

我が国における保護期間

一般の著作物(写真の著作物を含む。)	死後50年
無名・変名の著作物	公表後50年
団体名義の著作物	公表後50年
映画の著作物	公表後70年
著作隣接権	行為後50年

© SHIMPO Fumio

保護期間の例外（テキスト334頁～）

著作物の種類	保護期間
○ 無名・変名（周知の変名は除く）の著作物	公表後50年 （死後50年経過が明らかであれば、その時点まで）
○ 団体名義の著作物	
○ 映画の著作物	公表後70年 （創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年）

・外国人の著作物の保護期間については、特例が設けられている。（相互主義）
・戦時加算

© SHIMPO Fumio

諸外国の保護期間

	EU	イギリス	フランス	ドイツ
一般の著作物	死後70年	死後70年	死後70年	死後70年
無名・変名の著作物	発行後70年	公衆への利用可能化後70年	発行後70年	発行後70年
団体名義の著作物	発行後70年	死後70年	発行後70年	—
映画の著作物	死後70年	死後70年	死後70年	死後70年

© SHIMPO Fumio

諸外国の保護期間

	イタリア	ロシア	オーストラリア	カナダ
一般の著作物	死後70年	死後70年	死後70年	死後50年
無名・変名の著作物	発行後70年	発行後70年	発行後50年	発行後50年
団体名義の著作物	—	死後70年	—	—
映画の著作物	死後70年	死後70年	発行後70年	発行後50年

© SHIMPO Fumio

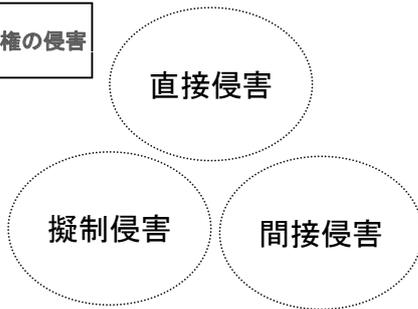
諸外国の保護期間

	米国	中国	韓国	日本
一般の著作物	死後70年	死後50年	死後50年	死後50年
無名・変名の著作物	発行後95年	—	公表後50年	公表後50年
団体名義の著作物	発行後95年	公表後50年	公表後50年	公表後50年
映画の著作物	発行後95年	公表後50年	公表後50年	公表後70年

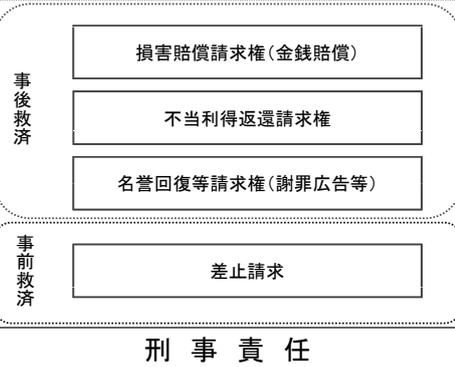
© SHIMPO Fumio

著作権の侵害と救済・制裁

著作権の侵害



民事上の救済・刑事上の制裁



©SHIMPO Fumio

2. 遵守法令・ガイドライン

- 2.1. 法令
 - ○ 著作権法
 - ○ 著作権法施行令
 - ○ 著作権法施行規則

- 2.2. ガイドライン

- ○ 国公立大学図書館協力委員会「大学図書館における文献複写に関する業務要項」(平成15年1月30日)(以下「業務要項」という。)
- ○ 国公立大学図書館協力委員会「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」(平成17年7月15日)
- ○ 社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書複製に関するガイドライン」(平成18年1月1日)
- ○ 社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「複製物の写り込みに関するガイドライン」(平成18年1月1日)
- ○ 社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に関するQ&A、「複製物の写り込みに関するガイドライン」に関するQ&A(平成18年1月1日)
- ○ 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会「大学図書館における著作権問題Q&A(第5版)」(平成18年3月23日)(以下「著作権問題Q&A」という。)

3. 著作権問題Q & A

- 1. セルフコピー、私的複製
- 2. 公表された著作物の一部分
- 3. 発行後相当期間
- 4. ILL
- 5. 企業等からの複写依頼
- 6. FAX、DDS
- 7. オンライン情報、データベース
- 8. 映像資料、音楽資料、録音資料
- 9. 学位論文、卒業アルバム、灰色文献
- 10. 写本、古書、稀覯資料、手書き原稿
- 11. 寄託資料、リザーブブック
- 12. 資料保存のための複製
- 13. 広報、展示
- 14. その他の複写等の問題
- 15. 貸出、公貸権
- 16. 利用許諾、罰則

©2009 SHIMPO Fumio

4. 図書館等における複製

- 4.1. 著作権法31条の定める図書館(著作権法施行令第1条の3)
 - ○ 国立国会図書館(柱書)
 - ○ 公共図書館(1号:図書館法2条1項の図書館)
 - ○ 大学や高専の図書館(2号:学校教育法1条の大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設)
 - ○ 特別法に基づく高等教育機関(防衛大学校や水産大学校)の図書館(3号:学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館)
 - ○ 公共施設(4号:一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの)
 - ○ 研究所等が設置する施設(5号:学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもので、資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの)
 - ○ 公益法人が設置する施設(6号:公益法人が設置する施設で文化庁長官が指定するもの)

©2009 SHIMPO Fumio

- 4.2. 複製の主体、対象及び態様
 - 図書館その他の施設で政令で定めるもの
 - 営利を目的としない事業
 - 対象となる図書館資料の範囲
 - 利用者が持ち込むハンディスキャナによる読み取り
 - 携帯カメラによる撮影をめぐる問題
- 4.3. 利用者の求めによる複製
 - 利用者の調査研究の用に供するため
 - 図書館利用者に複製権を認めたものではない(「複写サービス事件」東京地判平成7年4月28日)
 - 公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供
- 4.4. 図書館資料保存のための複製
 - 各種記録媒体への保存
 - 技術の進歩と記録媒体の変遷への対応
- 4.5. 他の図書館等の求めによる複製
 - 他の図書館等とは、著作権法施行令第1条の3Iに定めるものに限られる

5. 複製について

5.1. 実務要項

- ○ 文献複写に関する実務要項の適用範囲
 - セルフ式自動コピー機による文献複写の範囲
 - 大学図書館の範囲
- ○ 著作権法尊重態度の周知
 - 周知(図書館利用者(教職員・学生等)への著作権尊重の重要性及び複写範囲の周知)
 - 周知内容(容認する複写の範囲等)
- ○ セルフ式自動コピー機による複製
 - コピー機の管理
 - 複写申込
 - 誓約書
 - 点検
 - 予防措置
- ・その他: プライバシー保護

5.2. 現物貸借で借り受けた図書の借受館による複製物の提供

- ○ 現物貸借で借り受けた図書の借受館による複製物の提供について
- ○ 「図書」の範囲
 - 雑誌や視聴覚資料などの広義の「図書館資料」までは含まれない
- ○ 図書の借受
 - 「入手困難な場合」とは
- ○ 複製の受付・作成
 - 貸出館および借受館が共に著作権法第31条の権利制限によって例外的に無許諾で複製を作製することが出来る図書館であること
 - 「貸出館が明示的に禁止している場合」とは
 - 著作権法第31条第1号による図書の複製に関わる手続きとは別に、借り受けた図書の複製に関する手続
- ○ 図書の購入努力義務

5.3. 複製物の写り込み

- ○ 複製物に写り込まれる著作物の一部分以外の部分の取り扱い
- ○ 複製物の作製
 - 同一紙面(原則として1頁を単位とする)とは
- ○ 全部又は大部分の複製の禁止
- ○ 対象資料の範囲
 - 除外: ①楽譜、②地図、③写真集・画集(書の著作物を含む)、④雑誌の最新号
 - 複製しようとする紙面に挿図、引用資料、説明資料として、それらが掲載されている場合

6. 公衆送信について

6.1. 図書館間相互利用

- ○ 依頼及び受付に係る手続
- ○ 複製及び送付に係る手続
 - 有体通信(郵便・宅配便等)を利用した送付
 - 無体通信(FAX・インターネット等)を利用した送付
- ○ 中間複製物の破棄
 - 無体通信を利用した送信時に作成された画像イメージの破棄
- ○ 資料の購入努力義務
 - 同一資料の反復複製依頼時の購入努力(年間11回以上)
- ○ 契約及び合意の内容
 - 契約及び合意の当事者
 - 契約の締結(株式会社日本著作出版権管理システム <<http://www.jcls.co.jp>>)
 - 合意書の取り交わし(有限責任中間法人学術著作権協会 <<http://www.jaacc.jp>>)
 - 大学図書館の範囲
- 対象となる資料

7. その他の関係法令及び課題

■ 8.1. 個人情報の取扱い

■ ○個人情報保護関連五法

- ・利用者情報・利用情報(記録)の取扱い(著作権法に基づく各種手続において利用者から取得する個人情報の取扱い)
- ・個人情報関係資料の取扱い(図書館資料としての名簿の取扱い、目録)
 - ○ 日本図書館協会目録委員会「個人情報保護と日本目録規則(NCR)との関係について」(2005年6月11日)
- ・情報セキュリティ対策(組織、人、物、技術)(図書館におけるWinnyの利用は論外)

■ 8.2. RFIDの利用

- ○総務省「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」(平成16年6月8日)
- 図書館におけるRFIDの導入に伴うガイドラインの策定
 - 全国公共図書館協議会「図書館におけるRFIDプライバシー保護ガイドライン(案)」
 - 日本出版インフラセンターの電子タグ研究委員会図書館幹部会がガイドラインを取りまとめ

図書館と個人情報保護関連法令の適用関係

適用対象外	行政	独立行政法人	個人情報取扱事業者	地方公共団体
図書館 国立 公立 私立	行政機関内 大臣官庁 地方公共団体 行政官公庁図書室		公共図書館 図書館法第2条第2項に定める 私立図書館	都道府県立 図書館 市区町村立 図書館
	裁判所図書館	国立大学附属 図書館 国立学校図書館	大学・学校図書館 私立大学図書館 私立学校図書館	公立大学図書館 公立学校図書館
			専門図書館 営利企業(個人情報 取扱事業者)内 図書館 民間団体図書館 調査・研究機関内図書館	議会図書館

©2009 SHIMPO Fumio

©2009 SHIMPO Fumio

©2009 SHIMPO Fumio



デジタルアーカイブの法的側面における論点

- 1. 情報の保存(電子化)
- 2. 知的財産の保護
- 3. 個人情報・プライバシーの保護
- 4. 時の経過
- 5. 情報のセキュリティの確保

©2009 SHIMPO Fumio

1. 情報の保存

■ 1.1. 公文書の電子化

□ 1.1.1 公文書の電子化推進の背景

■ ○「電子政府構築計画」(平成15年7月17日策定、平成16年6月14日改定)

- (1)年間申請件数が10万件以上の手続を重点に手続の簡素化・合理化の徹底、業務処理の短縮化の推進
- (2)電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用したワンストップサービスの推進
- (3)IT導入による政府全体の業務・システムの最適化の戦略的・横断的推進

©2009 SHIMPO Fumio

1.1.2 電子政府構築の原則(8原則)

- ① 国民にとって使いやすい・わかりやすい、高度な行政サービスの提供
 - 行政機関ごとの規制リサービスを排除し、国民が利用したい時間・場所において簡単に行政サービスが受けられる機会を確保すること。
- ② 政策に関する透明性の確保、説明義務の履行及び国民参加の拡大
 - 電子政府の総合窓口<www.e-gov.go.jp>などを通じ、政策に関する多様な情報提供を徹底するとともに、政策立案過程における国民の意見提起の機会を最大限確保すること。
- ③ ユニバーサル・デザイン(誰もが使いやすい設計)の確保
 - 高齢者、障害者の使いやすさにも十分に配慮されたシステム(音声による読み上げ機能に配慮した情報内容の整備等)の導入に努めること。
- ④ 業務効率の徹底的追求
 - 業務や制度、システムの根本的な見直しを行い、行政運営の簡素化、業務効率の向上を徹底的に追求すること。
- ⑤ 民間活力の活用
 - 情報通信技術の専門性と変化の早さにかんがみ、業務・システムの最適化に当たり、民間の専門家の活用や民間への委託に努めること。
- ⑥ 情報システムの安全性・信頼性の確保と個人情報保護
 - 情報システムにおいて、常に最高水準の安全性・信頼性を確保するとともに、IT社会の基盤である個人情報保護法制の早急な整備と厳格な運用を図ること。
- ⑦ 国の行政機関以外の機関との連携及び国際連携の確保
 - 独立行政法人、地方公共団体、国・自治体等間の行政機関以外の機関との連携協力により、国民の利便性・サービスの向上等を総合的・一体的に推進し、諸外国とも十分な連携を図りつつシステム構築等に努めること。
- ⑧ 活力ある社会形成への配慮
 - 電子政府を推進することによって、電子商取引をはじめとする国民生活や企業活動におけるIT利用促進の積極的機能を十分に果たすこと。

©2009 SHIMPO Fumio

1.1.3 基盤となる法制度

■ ○「行政手続オンライン化関係三法」

- ①行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)
 - 法令に根拠を有する国民等と行政機関との間の申請・届出等の行政手続(約52,000手続)について、書面によることに加え、オンラインでも可能とするための法を新たに整備し、行政手続のオンライン化により、国民の利便性の向上と、行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的とした法律。
- ②行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成14年法律第152号)
 - 行政手続オンライン化法の規定のみでは手当てが完全ではないもの、例外を定める必要があるものについて、71の個別法律の改正を束ね一つの法律としてとりまとめたもの。
- ③電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)
 - 申請・届出等行政手続のオンライン化に資するため、第三者による情報の改ざんの防止・通信相手の確認を行う高度な個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する制度を整備するための法律。

©2009 SHIMPO Fumio

■ ○「情報公開法」

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年12月5日法律第140号)

■ ○「公文書館法」

- 公文書館法(昭和62年12月15日法律第115号)
- 国立公文書館法(平成11年6月23日法律第79号)

■ ○「公文書管理法」

- 公文書等の管理に関する法律(平成21年7月1日法律第66号)

©2009 SHIMPO Fumio

1.1.4 検討の経緯

- 総務省「共通課題研究会中間報告 -電子文書の原本性確保方策を中心として-」(平成11年4月)
- (財)ニューメディア開発協会「電子文書の原本性保証ガイドライン」(平成12年3月)
- (財)ニューメディア開発協会「原本性保証に係る評価・認定制度に関する調査研究報告書」(平成13年3月)
- (財)ニューメディア開発協会「原本性保証システムガイドライン」(平成13年3月)
- 国立国会図書館「電子情報保存に係る調査研究報告書」(平成15年3月)
- 内閣府「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用のための研究会中間取りまとめ」(平成15年7月)
- 内閣府「諸外国における公文書等の管理・保存・利用にかかる実態調査報告書」(平成15年12月)
- 国立国会図書館「電子情報の長期的保存とアクセス手段の確保のための調査報告書」(平成16年3月)
- 電子商取引推進協議会「電子文書の長期保存と見読性に関する調査報告書」(平成16年3月)
- 内閣府「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について—未来に残る歴史的な文書・アーカイブの充実に向けて—」(平成16年6月)
- 国立国会図書館「平成16年度電子情報の長期的保存とアクセス手段の確保のための調査報告書」(平成17年3月)
- 内閣府「中間段階における集中管理及び電子媒体による管理・移管・保存に関する報告書」(平成18年6月)

©2009 SHIMPO Fumio

1.2 文書・私文書の電子化

1.2.1 文書の電子化推進の背景

○「e-Japan戦略Ⅱ 加速化パッケージ」(平成16年2月6日IT戦略本部決定)

4. IT規制改革の推進(D:Deregulation)

- 1) e-文書イニシアティブ
- 法令により民間に保存が義務付けられている財務関係書類、税務関係書類等の文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものについて、近年の情報技術の進展等を踏まえ、文書・帳票の内容、性格に応じた真実性・可視性等を確保しつつ、原則としてこれらの文書・帳票の電子保存が可能となるようにすること。

©2009 SHIMPO Fumio

1.2.2 文書の電子化に関する法律

- 「e-文書法」(平成17年4月1日施行)
 - 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)
 - 民間事業者等に対して法令で課せられている書面(紙)による保存等に代わり、電磁的記録による保存等を行うことを容認する法律
- 「IT書面一括法」
 - 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(平成12年法律第126号)
 - 書面の交付をネットワークにおいて行うことを可能にする法律
- 「著作権法の一部改正法」(平成21年法律第53号:平成21年6月19日公布)

©2009 SHIMPO Fumio

民間事業者等が行う書面の保存等
における
情報通信の技術の利用に関する法律
(e-文書法)

平成16年12月1日公布 法律第149号

1. 趣旨

- 民間事業者等に対して書面の保存等が法令上義務付けられている場合について、原則として当該書面に係る電磁的記録による保存等を行うことを可能にするための共通事項を定める等、所要の法整備を行うこと。

©2009 SHIMPO Fumio

2. 法律の概要

- (1) 目的(第1条)
 - 書面の保存等に要する負担軽減を通じて国民の利便性の向上、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与。
- (2) 定義(第2条)
 - 民間事業者等、書面、電磁的記録及び保存等の本法で使用する主要用語について定義。

- 民間事業者等
- 法令
- 書面
- 電磁的記録
- 保存
- 作成
- 署名等
- 縦覧等
- 交付等
- 保存等

©2009 SHIMPO Fumio

文書の電磁的保存等の要件について

文書の電磁的保存等により期待される効果

- 電子文書の特性(利点)
 - 保存場所をとらず保管コストが低減される。
 - 離れた場所での文書のやりとりが迅速かつ低コスト。
 - 保管された文書の中から欲しい情報を簡単に検索。
 - 低コスト、短時間、かつ大量に複製が可能。
 - 過去の文書を容易に再利用でき、効率的な新規文書作成が可能。
 - 多数の送付先への文書配信が手軽。
 - 技術革新の速度が相対的に大きい。
- 電子文書の特性(留意点)
 - 直接目にすることができず、表示装置やプリントアウト行為が必要。
 - 改ざんやすり替えなどの不正行為の痕跡が残りにくい。
 - 複製により短時間のうちに、かつ広範囲にわたる漏洩が起こりうる。
 - システム障害などによる文書データの消失、変化のリスクがある。
 - 長期保存の場合、文書データの消失や互換性喪失の恐れがある。
 - イメージ化文書の場合、スキャンに伴う情報の劣化等が起こりうる。
 - 情報システムの導入などに、初期投資などが必要となる。

©2009 SHIMPO Fumio

保存の要件

文書の電磁的保存に係る要件

見読性	完全性
機密性	検索性

©2009 SHIMPO Fumio

原本性

- 「原本性」について
- 電子文書の「原本性」を巡る従来の議論
 - 「インターネットによる行政手続の実現のために」(総務庁行政管理局 共通課題研究会)
 - 『原本とは、現行法令上、「正本」、「謄本」、「写し」等に対するものとして併せて使用されており、「原本」についての定義、要件を定めた規定はなく、紙文書についても原本の意味は明確ではない。また、「原本性」という用例もないことから、電子文書についてのみ、法的意味での「原本」ないし「原本性」の定義等を検討する必要性は乏しく、その実益もないと考えられる。』とされている。

©2009 SHIMPO Fumio

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律 (IT書面一括法)

■ 民一民間の書面の交付あるいは書面による手続を義務付けている諸法律を改正 (改正対象となった法律は、50本)

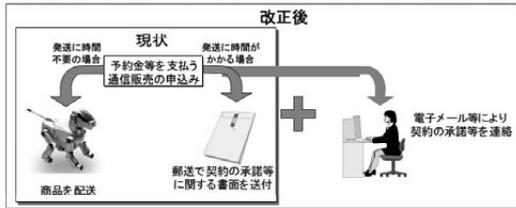
- 除外された法律
 - 借地借家法
 - 質屋営業法
 - 取引が相対で行われ電子商取引が行われる可能性が少ない
 - 国際海上物品運送法
 - 国際条約に基づく規制があるため
 - 貸金業規制法、抵当証券業の規制等に関する法律、商品取引所法、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律
 - 契約をめぐるトラブルが発生しやすく書面の代替が困難

©2009 SHIMPO Fumio

○訪問販売等に関する法律

通信販売業者が予約販売、オーダーメイド注文を受ける等により予約金等を受け取ったときは、書面による承諾通知をしなければならない。

＜予約金等を支払う通信販売における承諾の通知の電子化：訪問販売等に関する法律＞



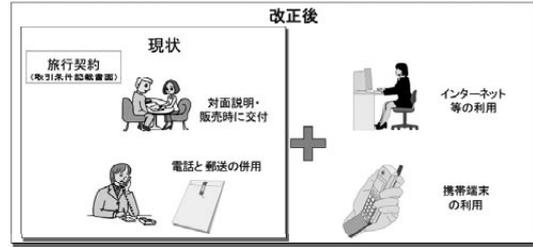
©2009 SHIMPO Fumio

経済産業省作成資料

○旅行業法

旅行者等は、旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするときは、旅行者に対し取引条件を記載した書面を交付しなければならない。

＜旅行契約の取引条件書等の交付についてのネット・携帯端末の利用：旅行業法＞



©2009 SHIMPO Fumio

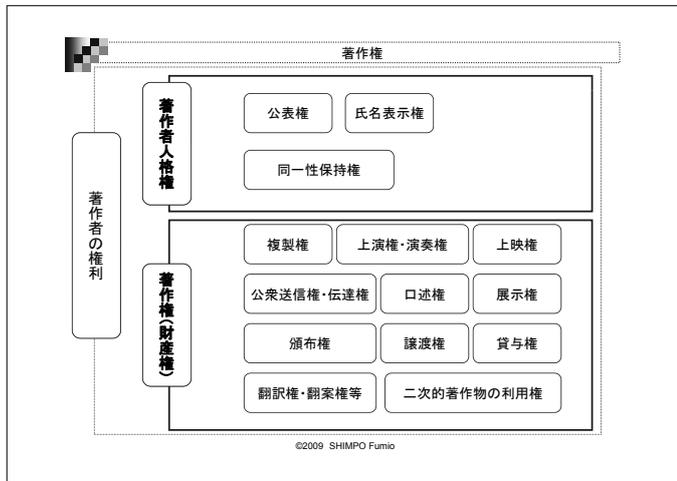
経済産業省作成資料

2. 知的財産の保護

2.1. 知的財産・知的財産権とは

- ○「知的財産基本法」(平成14年12月4日法律第122号)
- 知的財産保護の基本となる事項を定めた法律
 - 「知的財産」とは、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他の事業活動に用いられる商品又は役務を表現するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」(知的財産基本法第2条1項)
 - 「知的財産権」とは、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に關して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」(知的財産基本法第2条2項)
- 著作権 著作権法(思想・感情の創作的表現の保護)
- 特許権 特許法(発明の保護)
- 実用新案権 実用新案法(物品の形状等に係る考案の保護)
- 意匠権 意匠法(工業デザインの保護)
- 商標権 商標法(商標・サービスマークの保護)
- 回路配置利用権 半導体回路配置保護法(半導体回路配置の保護)
- 育成者権 種苗法(種苗の品種の保護)
- 営業秘密 不正競争防止法(営業秘密、ドメイン名、著名標識など)

©2009 SHIMPO Fumio



- 著作物が自由に使える場合
- 私的使用のための複製 (第30条)
 - 図書館等における複製 (第31条)
 - 引用 (第32条)
 - 教科用図書等への掲載 (第33条)
 - 学校教育番組の放送等 (第34条)
 - 教育機関における複製 (第35条)
 - 試験問題としての複製 (第36条)
 - 点字による複製等 (第37条)
 - 聴覚障害者のための自動公衆送信 (第37条の2)
 - 営利を目的としない上演等 (第38条)
 - 時事問題に関する論説の転載等 (第39条)
 - 政治上の演説等の利用 (第40条)
 - 時事の事件の報道のための利用 (第41条)
 - 裁判手続等における複製 (第42条)
 - 情報公開法等における開示のための利用 (第42条の2)
 - 放送事業者等による一時的固定 (第44条)
 - 美術の著作物等の原作品の所有者による展示 (第45条)
 - 公開の美術の著作物等の利用 (第46条)
 - 美術の著作物等の展示に伴う複製 (第47条)
 - プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第47条の2)
- ©2009 SHIMPO Fumio

- 2.2. デジタルアーカイブと複製権
- 2.2.1 著作権法31条の定める図書館(著作権法施行令第1条の3)
- 国立国会図書館(柱書)
 - 公共図書館(1号:図書館法2条1項の図書館)
 - 大学や高専の図書館(2号:学校教育法1条の大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設)
 - 特別法に基づく高等教育機関(防衛大学校や水産大学校)の図書館(3号:学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館)
 - 公共施設(4号:一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの)
 - 研究所等が設置する施設(5号:学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもので、資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの)
 - 公益法人が設置する施設(6号:公益法人が設置する施設で文化庁長官が指定するもの)
- ©2009 SHIMPO Fumio

- 2.2.2 複製の主体、対象及び態様
- 図書館その他の施設で政令で定めるもの
 - 営利を目的としない事業
 - 対象となる図書館資料の範囲
- 2.2.3 図書館資料保存のための複製
- デジタルアーカイブ
 - 各種記録媒体への保存
 - 技術の進歩と記録媒体の変遷への対応
- ©2009 SHIMPO Fumio

©2009 SHIMPO Fumio

©2009 SHIMPO Fumio

3. 個人情報・プライバシーの保護

権利侵害の種類

個人

著作権侵害

名誉毀損
侮辱

プライバシー侵害
肖像権侵害

法人

信用毀損

業務妨害

©2009 SHIMPO Fumio

3.1. 個人情報保護制度

個人情報保護関連五法

2003年5月23日成立：同年同月30日公布・施行
行政機関等個人情報保護法と個人情報保護法の個人情報取扱事業者に対する具体的義務を課す第4章から第6章までの義務規定及び附則第2条から第6条までの規定については、2005年4月1日施行

個人情報の保護に関する法律

□（平成15年法律第57号）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

□（平成15年法律第58号）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

□（平成15年法律第59号）

情報公開・個人情報保護審査会設置法

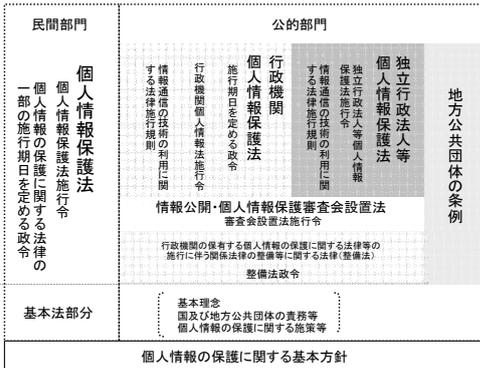
□（平成15年法律第60号）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

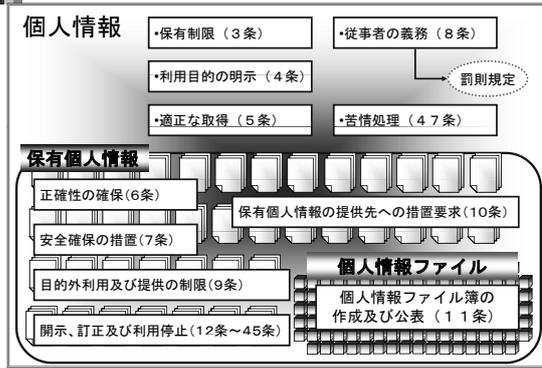
□（平成15年法律第61号）

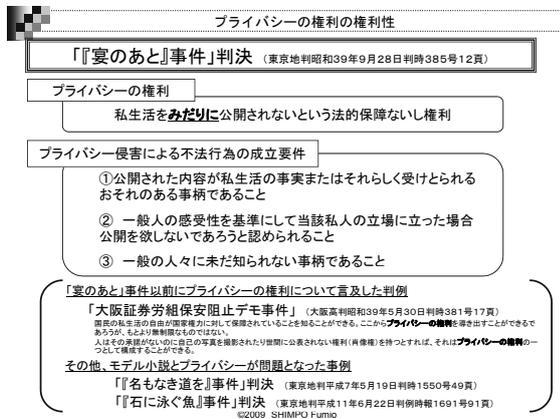
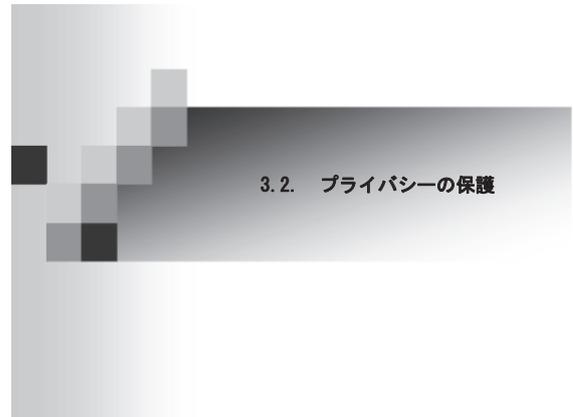
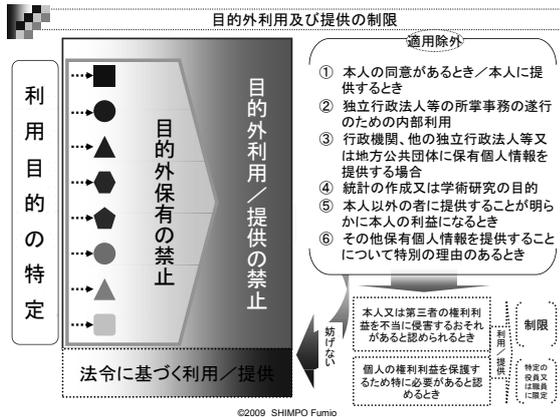
©2009 SHIMPO Fumio

個人情報保護制度

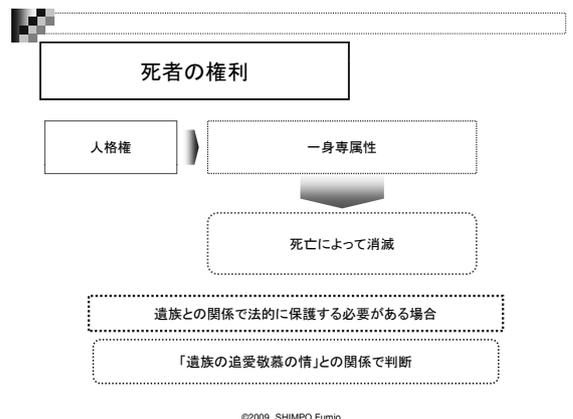
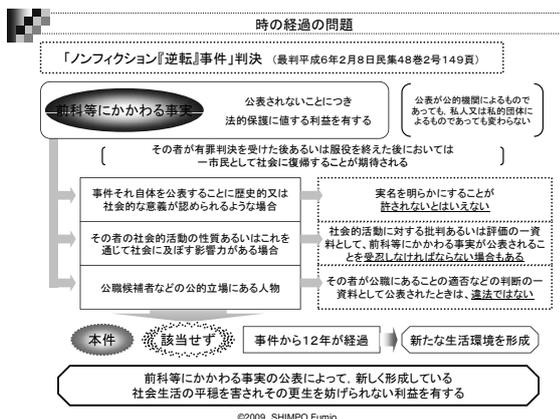


義務規定の内容





4. 時の経過
- 4.1. 現用文書 → 非現用文書
 - 歴史公文書等
 - 4.2. 著作権
 - 著作権の原則的保護期間
 - ・ 著作者が著作物を創作した時点から著作者の死後50年
 - 4.3. プライバシー
 - 時の経過によってプライバシー保護の対象になる場合
 - 「『ノンフィクション』『逆転』事件判決(最判平成6年2月8日民集48巻2号149頁)
 - 時の経過によってプライバシー保護の対象外になる場合
 - 人格的利益の一身専属性
- ©2009 SHIMPO Fumio



図書館における個人情報の取扱い

図書館における個人情報の取扱い

- 「利用者情報」
 - 図書館利用者の氏名、住所、生年月日等の特定の個人を識別できる、図書館利用者の個人情報
- 「利用情報(記録)」
 - 図書館への入退館記録、貸出記録、閲覧及び複写サービスの申込記録、レファレンスの申込み及び問い合わせ内容、資料の検索記録、ネットワーク利用記録などの情報
- 「個人情報関係資料」
 - 個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成されている資料や情報
- 「図書館職員等の個人情報」
 - 図書館に所属する職員及び図書館における個人情報の取扱いに従事する者に関する個人情報

©2009 SHIMPO Fumio

- ① 図書館で利用している電話帳の利用目的を特定する必要はあるか
- ② 利用する個人情報の種類及び入手先の事業者名等を特定する必要はあるか
- ③ 図書館職員の雇用管理情報の利用目的を特定する必要はあるか
- ④ 図書館が保有する個人情報を利用する場合に、その利用が目的外利用にはあたらないもの本人の同意を得ずに利用できるのはどのような場合か
 - 法令に基づく場合
 - 人の生命、身体又は財産の保護
 - 公衆衛生の向上等
 - 国の機関等への協力

©2009 SHIMPO Fumio

利用目的の特定にあたって検討すべき事項

- 利用目的の特定は、明示が義務づけられている場合に限って検討すればよいのか？
- a) 貸出関連業務
 - 貸出・返却
 - 予約
 - 予約本に関する利用者への連絡業務の方法
 - 督促
 - 督促の方法
 - 延滞督促で転居先不明の場合の個人情報の照会(住民基本台帳の閲覧、学籍情報との照合、外部データベースの利用)
- b) 参考業務
- c) 図書館開催イベント
- d) ネットワーク利用

©2009 SHIMPO Fumio

- a) 図書館が直接取得する個人情報
 - 利用登録
 - 貸出記録
 - 読書事実
 - 施設利用記録
 - 来館記録
 - 館内における行動記録
- b) 図書館が間接取得する個人情報
 - 参考業務において本人から聞き出した情報
 - 忘れ物や落とし物の連絡
 - 図書館の「業務」において利用する名簿
 - 監視カメラ
 - 館内の防犯目的での来館者の撮影
 - 視聴覚資料盗難防止のための特定部分の撮影

©2009 SHIMPO Fumio

提供・第三者提供との関係で問題となる参考事例

- ① 個人情報が記録された資料(名簿等)の取扱い
- ② 掲示板への掲示
- ③ 延滞督促の連絡と本人不在時の留意事項
- ④ 図書館開催の催しと広報誌への写真掲載
- ⑤ 保護者からの子供の貸出図書に関する問い合わせ
- ⑥ お世話になった図書館職員の連絡先を教えてほしいと言われたら

©2009 SHIMPO Fumio

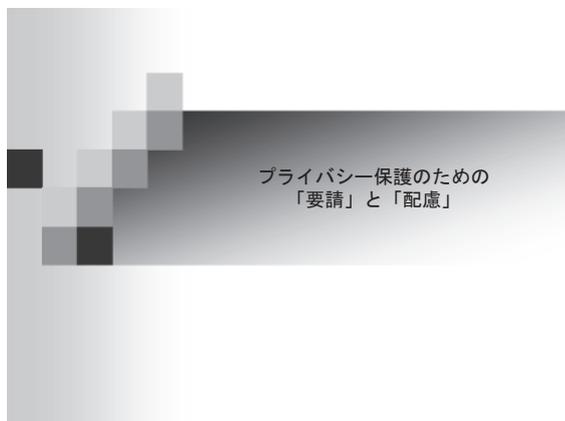
- 大学図書館内の返却ポストに、他の図書館の蔵書が入っていた場合、返却ポストを利用していることから学内者であることが推定されるため、その図書の所蔵図書館に貸出者の個人情報問い合わせることは可能か。
- 保護者から子供の貸出図書について問い合わせがあった場合に回答して問題ないか。
- 先月借りた本の書名を教えて欲しい。
- 現在の自分の貸出冊数と書名を知りたい。
- 住宅地図、電話帳をコピーしたい。
- 人名録をコピーしたい。
- 受刑者名簿をコピーしたい。

©2009 SHIMPO Fumio

- 各地区の図書館関係の協会主催で、研修会やセミナーなどを開催する際に、複数の大学図書館が共催して申込受付やアンケートを共同で実施する場合には？

- ① 共催館毎に利用目的を明示して個人情報を取得する方法
- ② 幹事館だけが個人情報を取得して共催館への提供について本人同意を取得する方法
- ③ 共同利用の要件(保護法第23条第4項第3号)を満たした取得による共同利用

©2009 SHIMPO Fumio



プライバシー保護のための
「要請」と「配慮」

■ 「要請」と「配慮」の違い

- 「しなければならない事項」と「することが望ましい事項」に分けて対応すること
- 「しなければならない事項」への未対応
 - その対応を怠り他人の権利を侵害するような事故が発生すると、不法行為責任等の法的責任が問われる可能性がある
 - 例: 図書館が開催するイベント申込者の名簿を、警察が警備の必要があるとしてその提出を要請してきたような場合に、当該申込者名簿を本人の同意なしに提出してしまうような場合
 - 図書館が図書館システムの開発を企画し、その開発業務を民間業者に委託したところ当該委託先において個人情報が漏えいし不正利用された場合に、委託先の監督について相当の注意を払っていないと判断されるような場合

©2009 SHIMPO Fumio

■ 「することが望ましい事項」

- 利用者にとってはプライバシーが保護され、図書館にとっては図書館の自由を保障するために必要な措置として可能な限り対応することが望ましい事項
 - 例: 延滞督促の電話を、利用者が聞こえるカウンターから掛けない
 - コンピュータの検索画面に斜め方向からは閲覧できないスクリーンを貼り付ける
- 場合によってはプライバシー保護への過剰な対応にもなりがちであることに十分留意する必要がある

©2009 SHIMPO Fumio

■ 「領域」の保護への配慮

- 利用者が何らかの図書館サービスを利用するにあたって、自らのプライバシーを保護するための「領域」を確保すること
 - 単に、個人用のブースを設けるといった対応だけでなく、他人に「見え・聞こえ」ないようにするといった配慮を総合的に検討することが必要となる
- 「情報」の保護への配慮
 - 図書館が保有する個人情報の適正な取扱いを行うこと
 - みだりに「見える・聞こえる・言う」ことは問題となるが、法律の定める手続に基づいて「見・聞か・言わ」ないと図書館サービスを提供することはできないため、いかに適正に利用するかが問題となる
- 「自律」の保護への配慮
 - 個人が自らの意思に基づいて自らの行動を決定するにあたって外部からの干渉を受けない自由を保障すること
 - 秘密の保護と自由の保護は表裏一体のものであって、秘密を保護することによって結果的に個人の自律(自由)も保障される
 - 図書館の自由は、秘密の保護の上によって成り立っていることは自律の保障からみても明らかであるから、個人の自律の保護のために秘密にしておくことが求められる情報は、「見・聞き・言う」ことは禁止されなければならない

©2009 SHIMPO Fumio

個人情報関係資料の提供と法の適用

分類	館種	適用法令	個人情報関係資料提供にあたっての法令上の権限
国立図書館	国立国会図書館	個人情報保護関係法令の適用外	行政機関個人情報保護法の適用対象外
公共図書館	公立図書館	地方公共団体の個人情報保護条例	図書館法2条1項(設置母体の条例)
	私立図書館	個人情報保護法	図書館法2条1項
大学図書館	国立大学附属図書館	独立行政法人等個人情報保護法	独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項に規定する「法人文書」に該当せず
	公立大学図書館	地方公共団体の個人情報保護条例	大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)第38条第2項/設置母体の条例
	私立大学図書館	個人情報保護法	大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)第38条第2項/個人情報保護法51条
学校図書館	国立学校図書館	独立行政法人等個人情報保護法	独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項に規定する「法人文書」に該当せず
	公立学校図書館	地方公共団体の個人情報保護条例	学校図書館法(昭和28年8月8日法律第185号)第4条第1項第1号/設置母体の条例
	私立学校図書館	個人情報保護法	学校図書館法(昭和28年8月8日法律第185号)第4条第1項第1号

©2009 SHIMPO Fumio

個人情報関係資料の提供と法の適用

分類	館種	適用法令	個人情報関係資料提供にあたっての法令上の権限
専門図書館	裁判所図書館	個人情報保護関係法令の適用外	行政機関個人情報保護法の適用対象外(ただし、行政機関個人情報保護法を踏まえて、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報(取扱いについて(係命違達)が決定されており、「司法行政文書」に該当せず))
	行政官公庁図書館(行政機関内図書室)	行政機関個人情報保護法	行政機関個人情報保護法第2条第3項に規定する「行政文書」に該当せず
	営利企業内図書館	個人情報保護法	法令上の根拠なし(第三者提供の制限を受ける)
	民間団体図書館	個人情報保護法	法令上の根拠なし(第三者提供の制限を受ける)
	調査・研究機関図書	設置母体となる組織に適用される法律	適用法令毎に異なる
	大学附設機関の図書館	設置母体となる大学に適用される法律	適用法令毎に異なる

©2009 SHIMPO Fumio

5. 情報セキュリティの確保

情報セキュリティに対する脅威

偶発的脅威

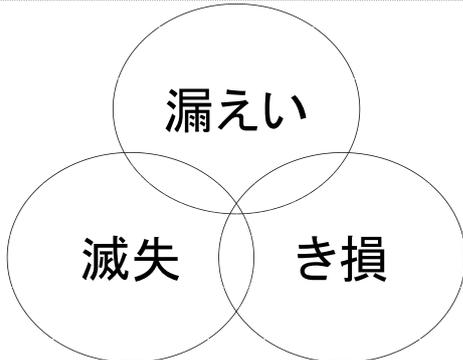
- 1 天災
- 2 故障
- 3 誤操作

意図的脅威

- 4 第三者の悪意
- 5 関係者の悪意

©2009 SHIMPO Fumio

情報セキュリティの喪失



©2009 SHIMPO Fumio

情報セキュリティ確保の原則



脅威 喪失

©2009 SHIMPO Fumio